

リサイクル燃料備蓄センター設工認
設 1-補-010
2021 年 5 月 14 日

リサイクル燃料備蓄センター
設計及び工事の計画の変更認可申請書
(補足説明資料)

設計及び工事に係る
品質マネジメントシステムに関する補足説明

令和 3 年 5 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

目次

1. 目的	1
2. 補正の必要性及びその内容	1
3. 原子力品質保証規程に基づく設工認申請で問題ないと判断した理由	1
4. 補正後における上位規定との整合性に係る説明	2
5. 先行事業者（柏崎刈羽原子力発電所）との比較	2
6. 設工認QMSの記載内容について	2
7. 品質マネジメントシステムの変遷	2
8. 添付資料	2

1. 目的

本資料は、設計及び工事の計画の変更認可申請書（以下「設工認申請書」という。）における品質マネジメントシステムの説明を補足するものであり、今後行う補正を踏まえて説明をするものである。

2. 補正の必要性及びその内容

「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品管規則」という。）」が令和2年4月に施行され、事業変更許可届、リサイクル燃料備蓄センター保安規定の認可手続きを行った。

一方、設工認変更認可申請は令和3年2月26日に行ったが、それ以降、4月1日に同規定を施行した。

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画として記載している品質マネジメントシステムに基づき実施するものであることから、原子力品質保証規程に基づくとしていたものからの補正が必要となる。

添付資料－1に申請時点における「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認QMS」という。）の状況を、添付資料－2に品管規則の改正を反映した設工認QMSに対する補正内容を示す。

3. 原子力品質保証規程に基づく設工認申請で問題ないと判断した理由

保安規定施行前であった状況の下、原子力品質保証規程に未だ反映していなかった設工認に係る品管規則要求事項（検査の独立性等）は、品管規則に基づくものとして設工認QMSに記載し、かつ、これ以外の変更点は、品管規則改正に伴う原子力品質保証規程の改訂前後でその内容に大きな変化はなく、また、改訂前の原子力品質保証規程に記載がない部分においては、それに関連する下部規程に記載されていることを以って問題ないと判断したことにより、設工認の申請に至った。

保安規定の施行に併せて原子力品質保証規程を改訂24から改訂25に見直しており、上述の通り判断したことの内容を、添付資料－3の比較表により示す。

品管規則を反映した原子力品質保証規程の改訂案は、同じく改訂が必要となる下部規程とともに2020年5月1日に、社内の品質保証委員会において品質保証部門が示し、これら規程類の作成を、保安規定の認可、施行の時期を考慮しつつ進めていたが、下部規程を作成する行為が初めてであり、想定以上に時

間を費やし、結果として作成に係る工程管理が不十分となり、保安規定の施行も遅れることとなった。

本件については社内のCAP活動の中で、改善事項として措置している。

4. 補正後における上位規定との整合性に係る説明

補正の内容を反映した設工認QMSについて、事業許可申請書(本文七号)、保安規定における第4条「品質マネジメントシステム計画」との比較を添付資料-4に示す。

設工認QMSについて、添付資料に示すとおり、上位規定との齟齬はない。

5. 先行事業者(柏崎刈羽原子力発電所)との比較

補正の内容を反映した設工認QMSについて、先行事業者として、東京電力HD(株)柏崎刈羽原子力発電所との設工認QMSと比較を行った。

添付資料-5にその結果を示すが、使用済燃料貯蔵施設と実用発電用原子炉施設による要求事項の差などはあるが、基本的には差はない。

6. 設工認QMSの記載内容について

設工認QMSは、当社の「原子力品質保証規程」で定めるQMS活動の中で作成し、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を記載し、設計・工事・検査の各プロセスの骨格を記載している。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づく社内QMS規程体系に従い設計・工事・検査の各プロセスを実現するための具体的な方法(設計に係る品質管理の方法で行った実績、工事・検査に係る品質管理の方法、組織等の具体的な計画)を記載している。

添付資料-6に今回工事を行う設工認として必要な設計、工事及び検査の流れを、また、設工認QMSにおいて要求する各様式の間関係を添付資料-7に示す。

7. 品質マネジメントシステムの変遷

リサイクル燃料備蓄センターは、すでに事業許可を取得し、設工認も認可を得て、一部の工事は進められている。今回、新規制基準対応として、追加の工

事を実施するため設工認を取得するが、過去の品質マネジメントシステムにおいて、その変遷と工事を併記し、添付資料－８に既設工認と品質マネジメントシステムの関係を示す。

8. 添付資料

添付資料－１：申請時点の設工認申請書の品質マネジメントシステムの状況

添付資料－２：設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの補正内容について

添付資料－３：原子力品質保証規程の改訂前後の説明書

添付資料－４：事業許可申請書（本文七号）、保安規定品質マネジメントシステムとの関係について

添付資料－５：先行事業者（柏崎刈羽原子力発電所）との比較（補正を反映）

添付資料－６：設工認として必要な設計、工事及び検査の流れについて

添付資料－７：設工認QMSで作成される各様式の関係

添付資料－８：リサイクル燃料備蓄センターにおける既工認と品質マネジメントシステムの間連

以 上